

国保

Q&A



Q1 国民健康保険に加入していないのに納税通知書が届くのですが。



A 国民健康保険(以下「国保」といいます。)では一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。世帯主が勤務先の健康保険に加入している場合でも、世帯の中のどなたかが国保に加入していれば、世帯主が納税義務者となります。

擬制世帯(社会保険等に加入している世帯主のいる世帯)に属する国保の被保険者のかたで、一定の条件を満たす場合は国保上の世帯主を変更することができます。



Q2 社会保険に加入したのに納税通知書が届くのですが。



A 国保の脱退の手続きはお済みですか。他の健康保険への加入などで国保をやめるときは、14日以内に届出が必要です。届出がない限り、国保に加入しつづけることになり、国保税も課税されてしまいます。

国保に関する資格の変更があった場合には、必ず届出をしましょう。



Q3 税金を納めるのが難しいのですが。



A 税額の変更はできません。ただし、前年の所得について未申告の場合は、申告していただくことによって、その内容により税額が減額される場合があります。

なお、やむをえない理由により、納期限内納付が困難な場合は、その理由を証明できる書面等をご持参のうえ税務課までご相談ください。



Q4 前住所地より国保税の税額が高いのですが。



A 市町村ごとに全体の医療費が異なるため、国保税の税率等は市町村ごとで異なってきます。白岡町は一人あたりの医療費は県内でも上位となっています。今後とも日ごろから健康管理に留意して、医療費の抑制にご協力をお願いします。

国保では、総合健診(人間ドック)の補助を行っていますので、ご利用ください。

問合せ 保険年金課 国民健康保険税係
内線142・147・148

ご存知ですか? 農地についての決まりごと

農地を農地以外(駐車場・資材置場など)で使う場合はどうすればいいの?

農地は、耕作を目的とする土地であり、耕作以外の目的に勝手に利用することはできませんので、農地を住宅・駐車場・資材置場等に転用(農地以外に利用する)するときは、事前に許可(届出)が必要です。

また、一時的に農地を農地以外で使用する時や、農地改良をする場合も必ず転用の手続をとらなければなりません。

なお、場所によっては、転用が許されない農地、限られた用途にしか転用できない農地があります。

なぜ、転用手続が必要なの?

農業生産の基盤である農地は、人々に対する食料の安定的供給を図る上で重要な役割を担っています。

また、良好な営農条件を備えている農地は大切に守っていく必要があるため、農地法で、転用の手続きなどの一定の規制を設けています。

なお、無許可で転用や埋め立てを行いますと、農地法違反で是正命令が発せられることがあります。

* その他、農地のことでお困りのことがありましたら、農業委員会へご相談ください。

問合せ 農業委員会事務局 内線 248